

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)秋篠茜会	実地監査	理事は、理事会の構成員として法人の業務執行の決定をする等、法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものである。また、評議員は、評議員会の構成員として役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う。ところが、この理事会・評議員会に於いて、欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる理事及び評議員がいる。このような状況では、理事及び評議員として不適当であると判断せざるを得ない。今後は、欠席が継続することがないよう理事会・評議員会の日程調整に留意すること。それでも、引き続き出席が見込めない場合は改選を検討すること。【社会福祉法人審査基準第3の1(3)】	理事・評議員の職務について、改めてその重要性について説明し共有するとともに、日程調整に留意しつつ出席への働きかけを行います。 また出欠状況の確認に際し、様式を改め欠席となる場合の理由について確認を行います。
(福)大倭滝の峯荘	実地監査	平成30年度決算において計上された借入金(約360万円)について、令和元年6月1日開催の理事会では、前年度決算と今年度決算の処理上で、借入金約360万円の負債が判明したと説明された。しかし、令和元年6月22日開催の評議員会の説明では、新たに約360万円の借入があると説明されており、理事会と評議員会で説明内容が異なっている。この議案については、次回の理事会及び評議員会で負債に至った具体的な経緯について丁寧に説明し、賃借契約を締結する又は、寄付金として取扱う等、理事会の決議を得て適正な措置を講ずること。【社会福祉法第45条の13第4項第2号】	ご指摘のとおり、30年度決算において役員等長期借入金が約360万円計上された件について先の理事会、評議員会において説明が足りず、改めて8月17日に開催した理事会において、その経緯について説明をし、新たに計上された借入金についてはご指導のとおり寄付金として取り扱うことを双方で合意し、承認いただいた。また、9月7日開催予定の評議員会においても同様の説明を行い、承認を得たいと思います。
		過去複数回にわたって運営資金に充てるための借入金を理事長から受領しているが、賃借契約書や理事会議事録等の証憑がないものが散見された。役員個人からの借入であっても、理事会で承認を得たうえで賃借契約を締結し、適切な措置を講じること。【社会福祉法第45条の13第4項】	平成22年度頃から、利用者が減少したため補助金収入減となったことと、第4四半期分補助金の交付決定が実績精算後となるため、約5カ月間、運営資金が枯渇し、理事長より当該年度精算分と、新年度分の第1四半期分の補助金が交付されるまでの間、必要額を借り入れており、補助金が交付されると返金するということで対処していた。しかし、その状況が改善しないまま返金もできない状況となっていたが、平成28年度以降からは利用希望者が増加し、補助金交付についても改善いただいたので新たな借入の必要はなくなり、今後借入の残金の返済と、新たに借入の必要性が発生した場合は、都度理事会での承認を得て必要な手続きを行うこととする旨、8月17日開催の理事会において承認いただいた。
		寄付金について、寄付金台帳と計算書類上の収入額が整合していないものがあった。寄付金受入手続きについては、寄付者から寄付申込書を受領のうえ、適切に寄付金台帳を作成し、経理規程第25条の規定に基づいた処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項9(2)】	ご指摘のとおり、寄付金受領台帳と、計算書類での寄付金計上処理での不整合がありました。今後は、「寄付金」と「その他収入」等、受け入れ項目に留意し、会計基準に従って適正な処理を行います。
		現在、賞与引当金を計上していない。賞与支給に関連する法人規程を確認し、次期以降適切に処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18(2)】	経理規程に従い、今年度決算より賞与引当金を計上し、適切に処理いたします。
		定款第23条役員の報酬等については、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給するとしているが、評議員会で総額を定めていない。また、支給基準である役員報酬等に関する規程については、評議員会の決議によって定めなければならないところ、理事会の決議で決められていた。速やかに、役員の報酬等の総額を定め、役員報酬等に関する規程についても、評議員会で決議すること。加えて、役員報酬等に関する規程第13条を、社会福祉法第45条の35第2項に従い改正すること。【社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法第89条】	令和元年度第3回評議員会(決議の省略)において、別添議事録のとおり決議し、役員等の報酬総額を規定するとともに、役員報酬等に関する規程第13条を社会福祉法第45条の35第2項の規定に従う内容とする役員報酬等に関する規程の承認を受けました。 今後は、法令、規程を遵守してまいります。
		理事会を2回以上続けて欠席している理事が見受けられた。理事会の役割の重要性を鑑み、理事は名目的・慣例的に選任されることのないよう、選任方法の見直しを行うこと。【社会福祉法人審査基準第3の1の(3)】	今後は、結果として名目的・慣例的な選任とならないよう、事前の十分な日程調整を行う等により、理事の確実な出席を図ってまいります。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)ききょう会	実地監査	令和元年度に契約を締結した不動産賃貸借取引や資産譲渡取引は、利益相反取引に該当する。法人として利益相反取引を行う場合は、理事会において事前の承認や事後の報告を行うこと。なお、理事会の承認においては、当該取引について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができないことに留意すること。【社会福祉法第45条の14第5項及び第45条の16第4項】	当該不動産賃貸借取引については、平成30年度第3回理事会において、児童発達支援・放課後等デイサービス事業の経営計画の承認に伴い、事業を実施する場所について賃貸借契約を結ぶ方向で口頭説明を行い、承認は得ていたが、特別の利害関係の有無を確認した上で具体的内容について承認を得る過程は経ていなかった。令和元年度第2回理事会以降は、特別の利害関係の有無を確認した上で決議に臨んでいるが、今後も適正な手続きを経た運営に努めてまいります。なお、当該不動産賃貸借取引の報告については、次回定時理事会において報告し、議事録にも掲載いたします。
		現在、賞与引当金を計上していない。賞与支給に関連する法人規程を確認し、次期以降適切に処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18(2)】	法人経理規程第56条「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。」との規定に基づき、次年度以降は賞与引当金として適正に計上処理してまいります。
(福)こぶしの会	実地監査	理事及び監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、及び暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないことを宣誓書等により候補者本人に確認を行うこと。【社会福祉法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項、(参考)第61条第1項、第109条から111条まで、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)】	現在の理事及び監事について、欠格事由に該当しないこと、各理事との特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、及び暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないことを宣誓書により確認した。また、今後の理事及び監事の選任時には同様の確認を行う事とした。
		評議員会及び理事会で成立した決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合で法人に申し出ることを定めた通知を発したとき等には、それを以て確認を行うようにすること。【社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項】	令和元年10月17日開催の理事会から、評議員会及び理事会の招集通知と併せ、議案に特別の利害関係を有する場合に法人に申し出ることを定めた通知を発行し、それに基づいて議案の決議の際に議事の採択に特別の利害関係を有する評議員が加わらないように実施した。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	令和2年実施の評議員会から、評議員の議事録に作成者の氏名の記載及び署名捺印を実施する。
		平成30年度の貸借対照表及び財産目録において基本財産として計上している固定資産の中に、定款に記載のない資産が含まれている。当該資産については、速やかに保存登記及び定款変更手続きを実施し、所轄庁への届出を行うこと。【社会福祉法第45条36第4項】	令和2年6月の定時評議員会において、登記完了に伴う定款変更を決議し、所轄官庁へ届けを行う。
		事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引について、相殺消去が行われていない。各内部取引については、適切に相殺消去したうえで計算書類を作成すること。【社会福祉法人会計基準第11条】	令和元年10月月次計算書より、事業区分間、拠点区分間における内部取引についての相殺消去を行ったうえで作成する。
(福)こまどり会	実地監査	現在、退職給付引当金を計上していない。退職金に関連する法人規程に基づき、今後は適正に処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18(3)】	退職金に関連する法人規程に基づき、今後は退職給付引当金計上の処理を適正に行い、財務諸表の作成をいたします。
		平成30年度に締結された随意契約のうち、100万円以上の契約にもかかわらず契約書が作成されていない契約や、見積もり合わせを実施していない契約が散見された。今後は、経理規程第71条、72条及び73条に基づき、適正に契約を締結すること。	今後は、経理規程第71条、72条及び73条に基づき、適正に契約を締結することを遵守いたします。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	実地指導後行われる評議員会の議事録につきましては、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記名押印して作成いたします。
		平成30年度中に269百万円で購入した土地につき、予算措置を講じることなく取得に至っている。予算変更の必要性が判明した段階で補正予算の編成に努め、理事会の承認を得ること。	今年度より、月次で財務諸表の各数値の状況を確認し、予算変更の必要性の有無を判断の上、必要があれば予算変更の手続きを実施できるよう、体制を整えます。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)サンライフ	実地監査	「運営資金借入金」として計上している659百万円の借入金は、その借入目的等に照らすと「設備資金借入金」に相当するものであるため、当該勘定科目に振り替えること。加えて、当該振り替えの結果、社会福祉充実残額が生じることとなるため、社会福祉充実計画の策定及びそれに関連する一連の手続きを行うこと。	今年度の決算での社会福祉充実残額の算定にて、借入金を「設備資金借入金」に振り替えの上、社会福祉充実計画の策定及びそれに関連する一連の手続きを実行いたします。
		拠点区分ごとの資金収支計算書(第一号第四様式)と貸借対照表(第三号第四様式)との間で、当期末支払資金残高の不一致が生じている。不一致の原因を検証し、当該状況を解消すること。	今年度の決算にて、不一致の解消のための会計処理を実行した上で、第四様式の資金収支計算書・貸借対照表との間の当期末支払資金残高の不一致を解消いたします。
		明日香特養拠点において595百万円の仮払金が計上されており、一方西大寺特養拠点においては595百万円のマイナス残高が生じている。これらは過年度における拠点間取引にかかる会計処理の誤りであると考えられるため、適正な残高に修正すること。	今年度の決算にて、マイナス残高解消のための会計処理を実行した上で、適正な残高に修正いたします。
		賞与引当金及び退職給付引当金の計上が漏れている。関連規程等に基づく見積額を算定し、引当計上すること。【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18】	算定根拠を整理の上、今年度の決算にて引当計上いたします。
		平成29年10月21日開催の理事会議事録では、平成29年10月25日に評議員会を開催することが記されていたが、開催時間及び開催場所の記載はなく、書面決議であることも記載されていなかった。評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の1週間前までに書面等により通知すること。【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第181条、第182条、規則第2条の12】	今後、評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の1週間前までに書面等により通知するよういたします。
		評議員会及び理事会の決議に、特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合で法人に申し出ることを定めた通知を発したとき等には、それを以て確認を行うようにすること。【社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項】	今後、評議員会及び理事会の決議に、特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わっていないことを確認する書面を同封します。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	今後、議事録には議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、作成者の記名押印は検討します。
		評議員会において、理事・監事を選任する際は、各候補者ごとに決議を行い、議事録においてもそれが分かるように記載すること。【定款第14条第3項】	今後、各候補者ごとに決議を行い、議事録においてもそれが分かるように記載するよういたします。
		理事会・評議員会において、土地の購入に関する事項等、審議しているにも関わらず議事録に記載されていない事項(議題、議案及び決議の内容等)が見受けられた。審議した事項は、遺漏なく議事録に記載すること。	今後、審議した事項は、遺漏なく議事録に記載するよういたします。
		定款、役員名簿及び「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」を新しいホームページにて公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項第2号、規則第10条第1項】	現在は、新しいホームページにて公表いたしております。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)東大寺福祉事業団	実地監査	平成31年4月19日の理事会及び平成31年4月29日の評議員会において、書面決議が行われていた。法人の都合により、その両日については書面決議を行わざるを得ないことが予め想定されていたにも関わらず、理事会においては、次回評議員会を通常開催にて行うことが決議されていた。また、招集通知の発出も1週間以内に行われていなかった。今後は、理事会の決議により評議員会の日時及び場所(書面決議の場合はその旨)を定め、理事会及び評議員会の1週間前までに通知を発出すること。加えて、その他複数回の理事会及び評議員会においても招集通知が1週間前までに発出されていなかったため、同様に改善すること。【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第94条第1項】【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第181条、第182条、規則第2条の12】	理事会の際には、書面決議にすることが決定していなかった。その後の議事が急を要する定款変更や役員変更であり、早急に評議員会に諮る必要があった。ぎりぎりまで通常開催の評議員会で調整していたが、6月末までに資産総額の変更登記、所轄庁への届け出から逆算してどうしても書面決議にせざるを得なかった。 理事会・評議員会通知の発出については、2週間以上前から候補日(3日)と議事が記載された、日程調整の書類を発出している。その候補日の中で日程が決定後、電話で連絡後書類を送している。理事や評議員には次回からは1週間前までに招集通知を発出する。
		評議員会及び理事会で成立した決議に、特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発したとき等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。【社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項】	議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発するか、もしくは理事会・評議員会当日議長から、議事の説明のあとに利害関係の有無を確認し、その旨を議事録に記載する。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	今後、議事録作成の氏名を記載し、押印を行う。
		平成31年4月23日開催の評議員選任・解任委員会において、招集通知が開催日の1週間前までに発出されていなかった。今後は、開催日の1週間前までに通知を発出すること。【社会福祉法人東大寺福祉事業団 評議員選任・解任委員会運営細則第7条】	評議員選任・解任委員会については人数が限られているため、事前に日程調整を対面や電話で行われた。 各委員には直接口頭で日程を連絡後、書類発出していたが、次回からは1週間前の発出とする。
		評議員1名について、就任承諾書が確認できなかった。就任の承諾は得ているとのことであるが、速やかに就任承諾書により就任の意思を確認し、書類を整備すること。【社会福祉法第39条】	就任承諾書については、すでに全員分預かっている。
		平成30年11月16日に理事会と評議員会が同日開催されていた。加えて、その議事録に記載された開催時間及び一部の出席者が重複していた。開催時間の重複については記載誤りであるとのことだが、議事録は法人にとって重要な資料であることから、十分に内容を精査すること。【社会福祉法第45条の11第1項、規則第2条の15】	議事録の最終ページに閉会時間を記載せず、表紙に開催時間と閉会時間を記載する。また、今後は議事録の内容を十分に精査する。
		理事会において、理事が2回連続して欠席していた。理事会の役割の重要性を鑑み、欠席が重なることのないよう理事会の日程調整等を行うこと。【社会福祉法人審査基準第3の1の(3)】	事前の調整では出席となっていたが、急遽、別件と重なり2回連続の欠席となる。理事会の重要性や役割については重々ご理解いただいているが、やむを得ない欠席であった。今後は、理事会への出席の重要性を認識したうえで、日程調整に取り組む。
		評議員会において、複数の評議員が連続して欠席している日が見受けられた。評議員会の役割の重要性を鑑み、欠席が重なることのないよう評議員会の日程調整等を行うこと。【社会福祉法人審査基準第3の1の(3)】	評議員について、欠席が重なっているという指摘であるが、職業柄、人命救助が最優先であり当日欠席の連絡が入る場合がある。また、重要な学会や国際会議などは数週間予定が続くこともあり、評議員会開催時期に1か月以上予定が空かず、やむを得ず欠席が重なった。今後は、評議員会への出席の重要性を認識したうえで、日程調整に取り組む。
		平成30年度に締結された随意契約のうち、契約書又は請書が作成されていない契約が散見された。今後は、経理規程第74条及び75条に基づき、適正に契約を締結すること。なお、1千万円以上の契約については、経理規程第73条に則り、原則は競争入札にて契約を締結すること。	随意契約について、以後、経理規程第74条及び第75条に基づき、契約書または請書を作成して契約をする。 1千万円以上の契約については、以後、経理規程第73条に則り、競争入札にて契約を締結する。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)中川会	実地監査	定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人のホームページへの掲載によるとされているが、定款は、法人ホームページ等で公開されていない。速やかに法人のホームページで公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項第1号】	令和2年2月中に、法人ホームページにて定款を公表致しました。
		定款第20条第3項に、理事長は理事会で自己の職務の執行を報告するとあるが、報告されていなかった。今後は、必ず実際に開催された理事会において報告を行うこと。【社会福祉法第45条の16第3項】	今後は必ず、理事会に於いて自己の職務の執行を報告致します。
		定時評議員会の開催にあたっては、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の1週間前に通知をしなければならない。しかし、理事会の決議を経ず開催されていた。今後は、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意すること。【社会福祉法第45条の9第1項及び第10項】	今後、定時評議員会の開催にあたっては、理事会の決議を経ることとします。
		監事は理事会への出席義務がある。しかし、監事の全員が欠席した理事会が平成30年度で2回あった。理事の職務の執行を監査する役割を果たすためにも、監事と連絡を密にし、出席し易い理事会日程とすること。【社会福祉法第45条の18第3項】	監事が出席し易い日程にて理事会を開催する様に致します。
		理事会を2回以上続けて欠席している理事が見受けられた。理事会の役割の重要性を鑑み、理事は名目的・慣例的に選任されることのないよう、選任方法の見直しを行うこと。【社会福祉法人審査基準第3の1の(2)、(3)】	理事全てが出席出来る様、理事会開催日程を調整致します。
		理事の就任承諾書について、理事の役割の重要性に鑑み、文書により確認(就任承諾書の徴収等)を行い、当該文書は法人において保存される必要がある。しかし、その就任承諾書が徴収されていなかった。速やかに、全ての理事から就任承諾書を徴収すること。【指導監査ガイドラインⅠの4の(2)】	全理事より就任承諾書を徴収致しました。
		平成30年度に新規取得した土地を基本財産として計上しているが、指導監査時点では社会福祉事業の用に供されておらず、定款にも基本財産として記載されていない。従って、当該土地は基本財産には該当しないため、その他の固定資産として計上すること。	平成30年度に新規取得した土地は、その他の固定資産として計上致します。
(福)奈良苑	実地監査	理事会を2回以上続けて欠席している監事がいる。監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べる義務がある。理事会に参加できない者を監事として選定することは適当でない。理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要である。是正案を示すこと。【社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条から第102条】	理事会に監事が出席できるよう日程調整を含め参加を促します。 その上、出席ができないことが多くなる監事においては、改選時に退任いただくことも視野に入れ、今後対応して参ります。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。 加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	ご指導通り、次回の議事録より対応して参ります。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		現在、退職給付引当金を計上していない。法人が定めた退職金規程の対象となる職員の退職給付については、将来の法人負担額を見積もったうえで退職給付引当金として負債に計上すること。【社会福祉法人会計基準第5条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18(3)】	ご指導通り、対応して参ります。
		施設の賃貸借取引や施設開業準備資金の貸付など、法人と密接に関連する者との取引が多く散見される。当該取引のうち関連当事者取引の開示対象となるものについては、関連当事者の概要や取引の内容等について計算書類にて適正に注記すること。【社会福祉法人会計基準第29条、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項22】	関連当事者の範囲である「常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者」に該当しないため、注記への記載は必要ないと理解しており、ご指摘の内容については範囲外であると思われます。
(福)奈良市和楽園	実地監査	評議員会で成立した決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有するときは、法人に申し出ることを定めた通知を発した場合等には、それを以て確認を行ったこととする。【指導監査ガイドラインⅠ-3(2)の2】【指導監査ガイドラインⅠ-6(1)の2】	評議員会開催通知時に、議案に対し利害関係を有することの申出を、通知文書に追加いたしました。
		理事会で成立した決議に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有するときは、法人に申し出ることを定めた通知を発した場合等には、それを以て確認を行ったこととする。【指導監査ガイドラインⅠ-6(1)の2】	理事会会開催通知時に、議案に対し利害関係を有することの申出を、通知文書に追加いたしました。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。については、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	評議員会議事録について、議事録作成職務者の氏名を記載するようにいたします。
		資金収支計算書において、予算額と決算額が乖離している勘定科目が見受けられる。今後は予算変更の必要性が判明した段階で補正予算の編成に努めること。なお、資金収支計算書の予算額と決算額との間に著しい乖離のある勘定科目については、その理由を資金収支計算書の備考欄に記載する必要があることを申し添える。【社会福祉法人会計基準第16条第6項】	予算額と決算額のできる限り差異を生じないように、適時補正予算を編成いたします。資金収支計算書での差異については、備考欄に記載することとします。
(福)ならのは	実地監査	評議員会及び理事会の決議に、特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合で法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったことも可能である。【社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項】	以降の招集通知に「議案に特別の利害関係を有する場合は、法人に申し出ていただきますようお願い致します」を明記し通知する。
		評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。加えて、改ざんを防止する観点等から、議事録作成者の記名押印を行うことが望ましいので、検討すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	以降の議事録には、作成者の記名押印を行う。
		一部の理事会において、招集通知の発出日が不明なものが見受けられた。今後は、発出日を記録し、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発出すること。【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第94条第1項】	以降の招集通知に発出日(通知日)を明記し、役員に通知する。
		経理規程が現行の関連法令や基準等に則した内容になっていない。当該経理規程の内容を見直し、経理規程に基づく経理事務の運用を図ること。	会計事務所と協議し、経理規程の内容を見直し、経理規程に基づく経理事務の運用を図る。
		令和元年9月に理事会の決議の省略を行っていたが、役員に対する決議の省略に係る同意書の根拠法令が誤っていたため、今後は、適正に記載すること。【社会福祉法第45条の14第9項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条】	誤っていた法令を書き変えました。次回より法令に則して行います。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)奈良万葉会	実地監査	令和元年9月に理事会の決議の省略を行っていたが、監事の1名から決議の省略について異議がないことを確認していなかった。今後は、監事の全員から、決議の省略について異議がないことを確認すること。【社会福祉法第45条の14第9項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条】	監事1名の同意書が確認できていなかった件は、速やかに郵送していただき、添付しました。今後は怠りなく全員から確認致します。
		業務執行理事が職務執行の報告していなかった。今後は、理事長が行う職務執行の報告と同様の頻度で、業務執行理事においても報告を行うこと。【社会福祉法第45条の16第3項】	今までも業務執行理事が理事会の中で話していましたが、報告という形をとっていませんでした。今後は理事長が行う職務執行の報告と同様の頻度で行い、議事録に記載いたします。
		役員等の報酬規程において、当該規程を公表すると記載されていたが、実際には公表がされていなかったため、インターネットで適正に公表すること。また、当該規程に関して定款の引用条文に誤りがあったため、修正すること。【社会福祉法第59条の2第1項第2号】	11月8日に公表いたしました。
(福)福寿会	実地監査	理事会を2回以上続けて欠席している理事が見受けられた。理事会の役割の重要性を鑑み、理事は名目的・慣例的に選任されることのないよう、選任方法の見直しを行うこと。【社会福祉法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項、(参考)審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)】	今後の理事会につきましては、日程を調整し、全ての理事の方が出席していただけるよう開催日を設定します。
(福)大和高原育成福祉会	実地監査	定款第5条において、この法人に評議員4名以上7名以内を置くとしているが、令和元年8月に評議員7名を置いているため、定款第5条を、この法人に評議員7名もしくは7名以上を置くことと改め、定款を変更すること。【社会福祉法等の一部を改正する法律附則第10条】	次回の理事会で提案、次回の評議員会で定款変更を決議する予定。 変更内容 変更前 第5条 この法人に評議員4名以上7名以内を置く。 変更後 第5条 この法人に評議員7名以上を置く。
		定款第6条第4項に定める評議員選任・解任委員会で行う解任の提案について、評議員選任・解任委員会運営細則第12条では、理事会が調査・確認した事実の内容及び当該者の意見陳述がある場合には、その内容を説明しなければならないとしている。理事会が調査・確認した結果、当該者が評議員として、これまで評議員会に出席していないこと及び評議員会に欠席する場合、その連絡もないこと等から評議員として不適任と判断したと説明されていた。しかし、当該者に意見陳述の意思があるのか無いのかについて、確認を行っていない。書面及び電話連絡等により接触を試みるも音沙汰がない特別な事情があったにせよ、意見陳述の有無の確認を怠ったことに間違いはない。 今回の事例では、解任の内容及び根拠となる法令の条項、解任の原因となる事実、意見陳述の期日及び場所等を書面で通知し、意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること及び意見陳述が終結する時までの間、当該解任の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること等を教示する必要があった。なお、当該者は評議員会の欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていたと考えられ評議員として適当とは言いがたい。 今後は、定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に従い適切に評議員選任・解任委員会を運営すること。【社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について(平成28年6月20日事務連絡 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)】【社会福祉法人審査基準第3の1(3)】	指摘の件に関しまして、次回から定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に従い、適切に評議員選任・解任委員会を運営します。
		令和元年8月12日開催の評議員会の召集通知について、評議員会招集通知の日付は8月3日であったが、投函指示は8月4日、実際の投函は8月5日の夕刻となり、結果、評議員会の1週間前までに通知がなされなかった。今後は、召集通知を期限までに評議員に発出すること。【社会福祉法第45条の9第10項】	次回以降の評議員会の招集は適正な方法で行う。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		令和元年8月3日に開催された理事会の召集通知について、同年8月2日、召集通知を省略することに理事及び監事の同意を口頭で得たと説明されたが、その同意を証するものは確認できなかった。今後は、理事及び監事全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を保存すること。加えて、理事会の冒頭に理事及び監事全員の同意があったことを説明し議事録に記載すること。【社会福祉法第45条14第9項により準用され一般法人法第94条第2項】	やむを得ず緊急に会議を開かなければならない場合、招集通知を1週間前までに発出できない場合、役員全員の同意を得た場合はその旨の書類を保存し、同意があったことを議事録に記載する。
		評議員会で予算の決議を行っていた。評議員会は、法令及び定款で定める事項に限り決議を行うことができる。評議員会で予算を決議する場合は、定款第10条に評議員会の権限に予算に関する事項を追記し、定款変更許可申請を行うか、定款施行細則に報告すべき事項に予算に関する事項を追記するか、何れかにより適正に評議員会を実施すること。【社会福祉法第45条の8第2項】	評議員会での決議事項に関しては、法令及び定款第10条で定める事項に限り決議を行い、予算の決議は行わない。今後は適正に評議員会を運営する。
		今回の指導監査で監査対象とした計算書類(法人内部で保管している計算書類)と、WAMNETを通じて外部へ公表されている計算書類とで記載内容や形式が異なっている箇所が多数見受けられる。監事監査を受け、理事会等で承認された適正な計算書類を外部へ公表すること。	指摘事項に関し、WAMNETと整合の取れるように訂正する。ホームページで公表されています。
(福)大和清泉会	実地監査	定款の内容及び役員等報酬基準に関して、法人のホームページに掲載するなど、インターネットを利用し公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項】	定款及び役員報酬基準を法人のホームページに直ちに掲載いたします。
		役員及び評議員の宣誓書について、当該宣誓書において社会福祉法第36条第1項に該当しないことを確認していたが、当該条文は欠格事由に関する条文ではないため、役員及び評議員の宣誓書に記載の条文をそれぞれ正しく修正し、欠格事由に該当しないことを確認すること。【指導監査ガイドラインⅠ-3(1)の2】【指導監査ガイドラインⅠ-4(3)の1】【指導監査ガイドラインⅠ-5(2)の2】	役員及び評議員の宣誓書に記載の条文を正しく修正し、欠格事由に該当しないことを直ちに確認します。
		評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議によらなければならないが、理事会の議事録に当該事項について記載されていなかった。今後は適正に決議を行い議事録へ記載すること。【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条準用】	今後は理事会の議事録に適正に記載いたします。
		評議員会で成立した決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合は法人に申し出ることを定めた通知を発した場合等には、それを以て確認を行なったこととする。【指導監査ガイドラインⅠ-3(2)の2】【指導監査ガイドラインⅠ-6(1)の2】	今後は特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認し、招集通知と併せて、法人に申し出ることを定めた通知を発した場合、それを以て確認を行ったこととします。
		理事会で成立した決議に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合は法人に申し出ることを定めた通知を発した場合等には、それを以て確認を行なったこととする。【指導監査ガイドラインⅠ-3(2)の2】	今後は特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認し、招集通知と併せて、法人に申し出ることを定めた通知を発した場合、それを以て確認を行ったこととします。
		理事長及び業務執行理事は、現に開催した理事会において、定款により定められた頻度で職務執行の報告を行うこと。【社会福祉法第45条の16第3項】	早速、理事長は定款により定められた頻度で報告を行います。
		基本財産の「建物」として計上されている資産のうち、本来は、その他の固定資産の「構築物」又は「器具及び備品」として計上すべきものが含まれている。固定資産の計上区分について再度確認し、適切な勘定科目に振り替えること。なお、当該資産のうち耐用年数が到来してから長期間経過している資産が多数残っているため、除却処理の必要性も併せて確認すること。	直ちに固定資産の計上区分について確認し、適切な勘定科目に振り替えます。
		平成30年度中に締結した随意契約のうち、100万円以上の契約にもかかわらず契約書が作成されていない契約が見受けられた。今後は、経理規程第75条及び76条に基づき、適正に契約を締結すること。	今後は、100万円以上の契約は、契約書を適正に作成し締結いたします。

令和元年度 指導監査結果(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)大和まほろば会	実地監査	平成31年3月24日開催の評議員会において、平成30年度補正予算及び平成31年度予算について審議されていた。評議員会の決議は、法令及び定款で定める事項に限り行うことができる。したがって、予算に関する事項は審議できないことになる。今後は、定款第10条評議員会の権限に予算に関する事項を追記し、定款変更許可申請を行うか、定款施行細則第8条評議員会へ報告すべき事項に予算に関する事項を追記するか、何れかにより適正に評議員会を実施すること。【社会福祉法第45条の8第2項】	予算に関する事項は、重要な事項と考えられるため、これまで評議員会に諮っていましたが、今後は審議から除外します。
		令和元年5月22日の監事による監査報告書と平成29年5月19日の監事による監査報告書が同一文書である。ところが、平成30年10月24日の市の監査に於いて、法令等にしがっていない項目を多数指摘している。しかし、監事による監査報告書では、法令若しくは定款に違反する事実は認められないと報告している。このことから、市の監査結果を監事に正確に報告されているのか甚だ疑問が残る。以上から、監事が適正な監査を行えるよう、直近5年間の市の監査結果と大和まほろば会が提出した改善報告を監事に説明し、指導を仰ぐこと。【社会福祉法施行規則第2条の16】	これまでも、市の指摘事項については説明を行っているが、今回の指摘を受けて改めて監事に指導を受けるため、役員会の開催予定時期の3月上旬までの日程等の調整を行っております。
		評議員会の開催通知について、平成31年3月16日の理事会にて、平成31年3月24日開催の評議員会の開催日程が承認され開催通知を発送した。しかし、その開催通知の日付は理事会で承認される前日の平成31年3月15日であった。厳密に解釈すると、今回の通知は、理事会の承認を経ずに発送したことになる。このようなミスは繰返さないよう組織のチェック体制を強化すること。【社会福祉法第45条の9】	評議員会の開催については、事前に日程調整等を行っており、通知も事前に準備していたことから今回のミスが発生したものであり、今後は、発送前に複数人の確認等を行うよう注意します。
		定款第5条において、この法人に評議員4名以上9名以内を置くこととされ、現在4名の評議員を定めている。評議員の数は、定款で定めた理事の員数6名を超える数でなければならない。しかし、小規模法人(経常収益が4億円未満)に配慮する観点から、平成29年度から平成31年度(令和元年度)までの間の3年間について適用される経過措置が設けられており、当該経過措置により評議員の数は、4人以上であればよいこととされている。よって、同条を評議員7名以上と定め、附則において「第5条で定める評議員の人数は平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間は、4名以上とする」と定款を変更すること。【社会福祉法等の一部を改正する法律附則第10条】	年度内に、7名の評議員の選任を予定しております。定款変更については、年度内3月上旬の理事会で承認を得て手続きを進めます。
		苦情の解決結果が公表されていない。個人情報に関するものを除き、速やかにHP等インターネットを活用した方法や広報誌等で実績を公表し、令和元年度の事業報告書に記載すること。【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障第452号ほか)】	令和元年度から事業報告書に件数、苦情内容、処理結果等について、掲載します。また、事業報告書については、法人のホームページに公表を行います。
		経理規程及び注記において、法人本部区分をサービス区分として設けていることが明記されているが、事業活動明細書(附属明細書別紙3(Ⅱ))においては、法人本部区分の記載はなく、他のサービス区分に含まれて計上されている。経理規程第6条に基づき、法人全体にかかる収支及び損益については、他の会計区分と分けて会計処理を行うこと。	令和元年度決算から、行事関係経費等の法人全体に係る収支及び損益については、他の会計区分と分けて会計処理を行います。
		平成30年度中に締結した随意契約のうち、契約書又は請書が確認できない契約が見受けられた。経理規程第74条及び第75条に基づき、適切に契約を行うこと。	ご指摘の契約は、敷地の境界明示にかかる経費であり、隣接地買収の平成29年度に別紙のとおり契約を行っていたものですが、業務・支払いは、平成30年度に行ったものです。監査当日は、平成29年度の契約で別に保管していたため、提示できませんでした。今後は、適切な保管に努めます。